

市内事業所のみならず

石狩市酒類提供飲食店等事業継続緊急支援事業

事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、令和2年11月7日に北海道の警戒ステージが「3」に引き上げられたことにより、大人数の会食や忘年会、新年会の自粛など、多大な影響を受けている「酒類を提供する飲食店」及び「飲食店に飲食料品等を直接販売している卸・小売事業者」並びに「タクシー・運転代行事業者」を対象に事業の継続と資金繰りの改善を目的として支援金を支給します。

【対象事業者】

令和2年11月7日以前より引き続き石狩市内で店舗又は営業所等を構えている法人・個人で主たる事業が下記のいずれかに該当する事業者（個人事業者にあつては、主たる収入が次の事業による収入であること。）

①酒類を提供する飲食店を営む事業者
(カラオケ店を含む)

- 飲食店営業許可を得ており、酒類を提供している飲食店※¹
- ※¹日本標準産業分類（中分類）の「76飲食店」に属する飲食店
- イートインスペース等を有する小売店は対象外
- カラオケボックスについては、本支援金の目的から「飲食店営業許可証」の交付を受けている場合は、「飲食店」とみなします。

②飲食店に飲食料品等を販売している卸売業・小売業を営む事業者

- 下記のア・イのいずれかに該当
- ア 飲食料品（食材・酒類等）を飲食店※¹に直接販売する事業者
 - イ 飲食店の店舗内で利用客に直接提供され、その場で消費される物品※²を飲食店※¹に直接販売する事業者
- ※¹テイクアウト・デリバリー専門店等は除く
※²割り箸、紙ナプキン、爪楊枝、来店者用の消毒薬など

③タクシー・運転代行事業者

- 下記のア・イのいずれかに該当
- ア 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定は除く。）
 - イ 自動車運転代行事業者

- 令和2年11月・12月・令和3年1月のうち、いずれかの月の売上高が前年同期比で50%以上減少していること。（※店舗ごとではなく事業者の全体売上が比較対象）
※令和元年11月2日以降に創業し、前年同期と比較できない場合は、令和2年11月・12月・令和3年1月のいずれかの月の売上高、その前の2か月を含む3か月の平均売上より50%以上減少していること。
- 北海道スタイルを実践していること
- 石狩市税のうち、令和元年度分の個人住民税、法人市民税を滞納していないこと
- 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第20号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団関係事業者に該当しないこと

【申請書類】

- 申請書兼請求書、誓約書兼同意書、申請チェックリスト
- 「対象となる月」と「比較対象となる月」の売上がわかる書類 → 試算表・元帳・通帳の写し等
- 飲食料品等を飲食店に直接販売していることを証する直近3回分の書類（支給対象者の②ア、イの場合）
例：発注書、納品書など（申請書に記載した販売先を含む直近の販売3回分）
- 確定申告書又は直近の決算書（※個人事業主の場合は必ず確定申告書の写しを添付）
※創業間もなく、確定申告書又は決算書がない場合は、登記事項証明書（法人）、開業届（個人）等
- 振込先の確認できるもの（通帳の写し等）

【申請期間】 令和3年2月18日（木）から 令和3年3月31日（水）必着
※新型コロナウイルス感染防止の観点から、郵送での提出をお願いします。

【支援金額】 一事業者あたり30万円
(客席数が100席以上*の飲食店事業者は60万円) ※複数の飲食店を営んでいる場合は合計席数

【申請書提出・お問合せ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部商工労働観光課 TEL(0133)72-3166

申請書類等は市役所HPよりダウンロードしてください。⇒

